

構造補強における前提条件の整理

1 史跡地での復元における技術的事項

(『史跡等整備のてびき』文化庁文化財部記念物課、平成 16 年)

- ・「歴史的建造物等の復元とは、史跡等の構成要素である建造物その他の工作物のうち、現存していないものを、当時の規模・構造・形式で原位置に再現しようとする行為」で、「復元して用いる材料・工法は、原則として同時代のものを踏襲する」。「復元する歴史的建造物等については、その構造及び設置後の管理の観点からの安全性が確保されていること」を確認するものとする。

2 文化財建造物の修理における構造補強の考え方

(『重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引』文化庁文化財部参事官、平成 25 年
を参考)

意匠を損なわない、最小限の補強に努めること。

部材(特に当初の木材)や架構の当初性を重視し、部材に欠損など傷つけることは避け、できる限り可逆的な(軸組などを組み立てた後でも付けることができ、外すと元の形に戻すことができる)方法とすること。

補強として加える部材は、当初材(復原の場合は復原材)と間違われぬような素材としながらも、目立たない様な工夫をすること。

3 壁については、材料が取り変わることや他の素材が加えられることを仕上げが守られる限り許容する向きもあるが、可逆的であることは守られるべきである。

「木造」という概念の重視と造作の“消耗品”的な考え方による発想

(朱雀門の経験)

以上をすべて満足させることができない場合、価値に与える影響が最小限となるよう、建物の性格や場所等によりバランスを考えて補強を行う。

構造解析の結果、復原原案のままでは現行法には適応できないため、どの建造物にも補強が必要である。上記の前提条件に立って、第一次大極殿院建造物の補強案を提示する。